

事業計画書概要版

1 市民の平等な利用に関すること

(1) 管理運営方針等

- ア 育児支援の拠点として、地域住民や行政、関係機関とネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努める。
- イ 子どもの安全管理上の問題が発生した場合は迅速かつ適切な対応がとれるように連絡体制を整えておく。
- イ 児童虐待防止について関係機関と連携して継続的に支援する。

(2) 平等利用

- ア 障害の有無や住所地、所属の区別をせず、異年齢間の交流ができるよう配慮する。
- イ 相談や苦情受付の窓口を設け、対応の手順や体制を整備し迅速に対応する。

2 施設効用の発揮に関すること

(1) 利用の促進

- ア 自然に恵まれた環境を活かし、地域の人々の参加を得て、伝承遊びや農業体験、収穫祭等を行う。
- イ おたよりやSNSを通して、日々の活動やイベント告知、子育て情報を発信する。

(2) サービス・利便性の維持向上

- ア 利用者アンケートを行い、要望やニーズに合わせた企画やイベントを計画する。
- イ 防災・防犯に対する計画やマニュアルを策定し、定期的に訓練を実施する。
- ウ 自主事業として、ボランティアや地域の協力を得てキャンプを実施する。

3 経済的な管理運営に関すること

- ア 各種の助成金・補助金を活用する。
- イ 省エネを徹底し、施設の簡単な補修・修繕は職員やボランティアで行う。

4 安定的な施設の管理運営に関すること

- ア 館長責任の下、毎週1回スタッフ会議を開き事務連絡を密にして運営にあたる。
- イ 研修会、講演会に積極的に参加し知識を高める。
- イ 守秘義務や個人情報の取り扱いに留意する。
- ウ 隣接する公民館との連携を図り、世代間の交流の機会を増やす。

5 地域への貢献に関すること

- ア 地元の人々の雇用を積極的に行い若い人材を育成する。
- イ 祭りへの参加、ごみ拾い、地域の畑を借りた農作物栽培など地域交流を図る。

6 その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

- ア 発達障がい、療育、虐待など児童に応じた適切な支援ができるよう知識を深める。
- イ 保護者から子育ての悩みを聞き、専門機関の紹介や情報提供を行う。
- ウ 一人ひとりの子どもの特性に合わせた支援を学校・保護者・職員が共に考える。